

平成31年度 鹿児島県立鹿児島水産高等学校専攻科生徒募集要項

〒898-0083 鹿児島県枕崎市板敷南町650番地（電話 0993-76-2111）

ホームページ <http://www.edu.pref.kagoshima.jp/sh/Kagoshima-F/top.html>

I 募集及び出願資格

- 1 募集定員 海洋技術科 7名， 機関技術科 8名， 情報通信科 15名
- 2 募集方法 第一次募集のみとする。
- 3 出願資格

(1) 海洋技術科及び機関技術科

高等学校の水産に関する学科の海洋科（海洋技術コース若しくは機関コース）若しくはこれらに準ずる学科（コース）を卒業した者又は平成31年3月卒業見込みの者で、総トン数20トン以上の実習船における乗船履歴3か月以上を有する者

(2) 情報通信科

高等学校の水産に関する学科の情報通信科若しくはこれに準ずる学科（コース）を卒業した者又は平成31年3月卒業見込みの者

II 出 願

1 出願期間

平成30年11月15日（木）から11月22日（木）正午（必着）までとする。ただし、土曜日、日曜日及び祝日は除く。郵送の場合は一般書留とし、**11月22日（木）正午までに必着**とする。

2 出願手続

入学志願者は、次の(1)～(3)の各書類を出身高等学校長を経て、鹿児島水産高等学校長へ提出する。

[提出先：〒898-0083 鹿児島県枕崎市板敷南町650番地（電話 0993-76-2111）]

なお、受検票の郵送希望者は、返信用の定形封筒（長形3号12cm×23.5cmの封筒に一般書留速達料金と郵送料金を合わせた**792円分**の切手を貼付し、郵便番号、あて先を明記する。）を添えて提出すること。

- (1) 入学願書 鹿児島水産高等学校所定の用紙を使用し、最近3か月以内に撮影した写真（縦4cm×横3cm）を貼付する。

なお、入学願書には入学検定料として2,200円の**鹿児島県の収入証紙**を貼付する。

- (2) 調査書 様式は、大学入学者選抜に用いるものにより、出身高等学校長が作成する。
- (3) 健康診断書（情報通信科を受検する者は不要）

ア 用紙は、鹿児島水産高等学校所定のものを使用する。

イ 診断は、船員法施行規則第57条で指定されている医師を受診する。

III 選 抜

1 方 針

鹿児島水産高等学校専攻科の教育目標に照らし、その教育を受けるに足る能力・適性等を慎重に判定して行う。

2 方 法

鹿児島水産高等学校長は、次の方法により入学者を選抜する。

- (1) 校長を委員長とする選抜委員会を構成し、選抜の公正を期する。
- (2) 調査書及び学力検査の成績等を総合して行う。
- (3) 学力検査を行う教科（科目）及び配点は、次のとおりとする。

ア 教科 海洋技術科 数学，英語，船舶運用 [法規を含む。] 及び航海・計器

機関技術科 数学，英語，機械設計工作 [電気理論を含む。] 及び船用機関

情報通信科 数学，英語，電気理論 [移動体通信工学及び海洋情報技術を含む。] 及び
海洋通信技術 [実技]

(注) 数学及び英語の出題範囲は、それぞれ数学Ⅰ及びコミュニケーション英語Ⅰとする。

イ 配点 各科目100点満点とし、合計400点満点とする。

IV 学力検査

- 1 検査場 鹿児島水産高等学校
- 2 期 日 平成30年12月4日（火）
- 3 日 程

時間 \ 学科	海洋技術科	機関技術科	情報通信科
8:30～ 8:40（10分間）	受 付 ・ 諸 注 意		
8:50～ 9:40（50分間）	数 学	数 学	数 学
10:00～10:50（50分間）	英 語	英 語	英 語
11:10～12:00（50分間）	船 舶 運 用	機 械 設 計 工 作	電 気 理 論
13:00～14:20（80分間）	航 海 ・ 計 器	船 用 機 関	海 洋 通 信 技 術

4 合格者発表

平成30年12月12日（水）午前10時以後、校内に掲示及び鹿児島水産高等学校ホームページで公開する。

5 備 考

- (1) 受検者が検査場に携行できる用具は、次のとおりとする。
鉛筆（シャープペンシルも可）、消しゴム、鉛筆けずり、三角定規、ものさし、ディバイダ、コンパス
※ 分度器、分度器付きの三角定規、計算機、翻訳機、計算機又は翻訳機付きの時計等、検査上公正を欠くと判断されるものは使用を認めない。
- (2) 携帯電話等（ウェアラブル端末を含む。）の検査場への持ち込みは禁止する。また、アラーム付きの時計を携行する者は、アラームが鳴らないようにしておくこと。
- (3) 上履きを持参すること。
- (4) 簡易開示については、学力検査の受検者本人に限って、平成30年12月14日（金）から平成31年1月15日（火）までの間（ただし、土曜日、日曜日、祝日及び12月29日から1月3日を除く。）簡易な申出によって開示できる。